

## 6 使用する主要な資機材

コンクリート 11,429 m<sup>3</sup>、ロックボルト (TD = 24mm、L = 4m) 9,359 本、フォアポーリング (SD295、L = 3m) 3,070 本、注入式フォアポーリング (中空ボルト、L = 3m) 6,760 本、AGF フォアパイリング (φ = 114.3mm、L = 12.5m) 232 本、H 型支保工 (H125 ~ H200mm) 760 基

## 7 その他

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に定める対象建設工事である。

(2) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける VE 方式の対象工事である。

## 第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

構成員 3 者により結成された特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)で次に掲げる条件をすべて満たしているもの

## 1 共同企業体のすべての構成員が満たすべき条件

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 熊本県における土木一式工事に係る一般競争参加資格を有する者であること。

(3) 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成5年熊本県告示第 243 号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 第 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

## 2 共同企業体の代表者(第一構成員)が満たすべき条件

(1) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 に規定する経営事項審査(第 3 の 3 に掲げる申請書の提出期限の日の 1 年 7 月前の直後の営業年度終了の日以降、かつ、直近の審査基準日のものに限る。以下同じ。)における土木一式工事の総合評価(以下「客観点数」という。)が 1,200 点以上であること。

(2) 平成 5 年度以降、元請として完成した NATM 工法による延長 600m 以上、内空断面積 50m<sup>2</sup> 以上で、かつ、補助工法として長尺先受け工法を使用したトンネル工事の施工実績を有すること。(共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。)

(3) 次に掲げる基準をすべて満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、この配置技術者は、病休、退職等の極めて特別な場合を除き、変更を認めない。

ア (2) に掲げる工事について、監理技術者若しくは主任技術者としての経験を有する者又はこれと同程度の施工経験を有する者

イ 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

ウ 土木一式工事に係る監理技術者資格者証を有する者

## 3 共同企業体の第二構成員が満たすべき条件

(1) 客観点数が 1,000 点以上であること。

(2) 平成 5 年度以降、元請として完成した内空断面積 50m<sup>2</sup> 以上のトンネル工事の施工実績を有すること。(共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。)

(3) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

イ 土木一式工事に係る監理技術者資格者証を有する者

## 4 共同企業体の第三構成員が満たすべき条件

(1) 客観点数が 1,000 点以上であること。

(2) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

イ 土木一式工事に係る監理技術者資格者証を有する者

## 5 共同企業体の結成に当たっての条件

(1) 当該工事に関し、2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(2) 代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ、最大の出資割合の者としなければならない。

(3) すべての構成員は、20 パーセント以上の出資比率としなければならない。

(4) 当該工事について、共同企業体としての一般競争参加資格の認定を受けなければならない。

## 第 3 入札手続等

## 1 入札事務を担当する部局の名称

郵便番号 862 - 8570

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県土木部監理課

電話 096 - 383 - 1111 内線 6020、6021

## 2 入札説明書の交付期間、場所及び方法

## (1) 期間

平成 15 年 9 月 19 日(金)から平成 15 年 11 月 4 日(火)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までとする。